

# 地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、地域が一体となって取り組む、県内のモデル地域になるような面的DX化の推進に資するシステムの導入等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県観光戦略補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 交付要項第1条に規定する補助対象事業者は、第5条に規定する交付の申請時点で事業を継続中であり、熊本県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）を中心とした、地域の観光事業者、観光団体等3者以上で組織された団体、またはその地域を管轄する市町村（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 交付要項第2条に規定する補助対象経費は、補助事業者が実施する、面的DX化の推進に資するシステム導入等に係る取組み（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費に係る補助率等については、交付要項別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第4条 この補助金の対象期間は、補助金交付決定の日から令和7年（2025年）2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 交付要項第3条第2項に規定する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式－別紙）
- (2) 収支予算書（交付要項別記第2号様式）
- (3) 誓約書（別紙1）
- (4) その他参考となる資料

2 申請にあたっては、代表となる申請主体を選定しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないといふと会長が認める者

4 知事は、前項第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長あて照会することができる。

(補助事業の経理等)

第6条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(第9条第1項第3号に基づく廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 要項第5条第1項に規定する内容等の変更事由は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。また、50パーセントを超える額を減額しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付要項第5条第2項に規定する変更申請書に添付すべき事業変更計画書は、第5条第1項第1号及び第2号に規定する書類(変更後のもの)とする。

3 前項の変更申請書の提出期限は、変更のあった日から30日以内とする。

(実施状況の報告等)

第8条 交付要項第8条に規定する状況報告については、知事は事業の進捗状況を把握するため、適宜、ヒアリングの実施や状況報告書の提出を求めることができるものとする。

(実績報告)

第9条 熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和7年(2025年)2月28日のいずれか早い期日とする。

2 交付要項第9条第2項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第8号様式一別紙)

(2) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第10条 交付要項第13条に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要領は、令和6年3月29日から適用する。